

**長野県告示第237号**

令和元年8月13日専決処分した令和元年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

令和元年度長野県一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
13 繰越金	60,952	210,841	271,793
歳入合計	886,310,545	210,841	886,521,386

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
7 農林水産業費	44,487,915	210,841	44,698,756
歳出合計	886,310,545	210,841	886,521,386

財政課

**長野県告示第238号**

令和元年9月14日専決処分した令和元年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

令和元年度長野県一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	117,328,698	20,812	117,349,510
13 繰越金	271,793	20,813	292,606
歳入合計	886,521,386	41,625	886,563,011

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
7 農林水産業費	44,698,756	41,625	44,740,381
歳出合計	886,521,386	41,625	886,563,011

財政課

**長野県告示第239号**

令和元年9月19日成立した令和元年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

令和元年度長野県一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	117,349,510	19,300	117,368,810
13 繰越金	292,606	19,300	311,906
歳入合計	886,563,011	38,600	886,601,611

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
7 農林水産業費	44,740,381	38,600	44,778,981
歳出合計	886,563,011	38,600	886,601,611

財政課

## 長野県告示第240号

令和元年10月7日成立した令和元年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

## 令和元年度長野県一般会計補正予算(第4号)

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金	2,688,462	22,150	2,710,612
9 国庫支出金	117,368,810	121,895	117,490,705
13 繰越金	311,906	645,746	957,652
14 諸収入	59,751,144	15,750	59,766,894
15 県債	115,616,000	921,000	116,537,000
歳入合計	886,601,611	1,726,541	888,328,152

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	42,491,986	13,211	42,505,197
4 衛生費	21,712,304	30,325	21,742,629
7 農林水産業費	44,778,981	623,753	45,402,734
8 商工費	56,049,670	16,749	56,066,419
9 土木費	127,409,126	924,000	128,333,126
10 警察費	43,843,179	116	43,843,295
11 教育費	203,336,761	118,387	203,455,148
歳出合計	886,601,611	1,726,541	888,328,152

## 2 繰越明許費

県営かんがい排水事業費ほか3件 金額 460,970 千円

## 3 債務負担行為補正

消防防災航空センター事業ほか6件 限度額 971,619 千円

## 4 地方債補正

保健所整備事業費ほか5件 限度額 921,000 千円

## 令和元年度長野県企業特別会計補正予算

## 債務負担行為補正

電気事業会計(第1号) 限度額 1,353,000 千円

財政課

## 長野県告示第241号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
特定非営利活動法人たんと	たんとキッズあおき	小県郡青木村田沢3077-1	令和元年8月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
株式会社クラ・ゼミ	こどもサポート教室「きらり」 南松本校	松本市野溝西1-10-22	令和元年9月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
株式会社向日葵	にじのわスマイルちの	茅野市豊平3146-1	令和元年9月1日	放課後等デイサービス
エフビー介護サービス株式会社	デイサービス桜花	小諸市八満68番地1	令和元年10月1日	児童発達支援
株式会社クラ・ゼミ	こどもサポート教室「きらり」 千曲校	千曲市桜堂523-38横嶋ビル 2F	令和元年10月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
一般社団法人ソーシャルデザインプロジェクト丘のりんご	ローリエ	飯田市小伝馬町1丁目45番地 2	令和元年10月1日	放課後等デイサービス
特定非営利活動法人ウエルライフ梓峰	放課後デイサービスさわやか	松本市島内332番地	令和元年10月1日	放課後等デイサービス

障がい者支援課

## 長野県告示第242号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項、51条の14第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービス及び地域相談支援の種類
社会福祉法人小諸学舎	みゆき生活舎	小諸市大字塩野1-88	令和元年5月1日	短期入所
有限会社宋明会	訪問介護ステーションみどり	安曇野市堀金鳥川1079-1	令和元年8月1日	居宅介護 重度訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター広丘	塩尻市大字広丘野村2210 大空102号	令和元年9月1日	居宅介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター諏訪城南	諏訪市城南1丁目2658-2 イトウビル2F	令和元年9月1日	居宅介護 重度訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター松川	下伊那郡松川町元大島1481-1 グランデ松川1F	令和元年9月1日	居宅介護 重度訪問介護
特定非営利活動法人ちゃお	ひよこまめ（多機能型）	諏訪郡富士見町境7120-2 町営住宅9号、10号	令和元年9月1日	就労継続支援B型
ワズ株式会社	就労定着支援事業所ワズ	上田市常田2-35-6	令和元年9月1日	就労定着支援

特定非営利活動法人ひなた	共生ホームひなたぼっこ	飯田市鼎名古熊1711	令和元年9月1日	共生型生活介護
医療法人 大和会	介護老人保健施設花の道	駒ヶ根市赤穂16621	令和元年9月1日	短期入所
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター松本もとまち	松本市元町2丁目6番8号 パピリオ元町5号室	令和元年10月1日	居宅介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター松本たかみや	松本市高宮中13-8 石川ビル2F D号室	令和元年10月1日	居宅介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター島立	松本市大字島立字北原1054-2 中澤ビル2F 201号室	令和元年10月1日	居宅介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター神之原	茅野市玉川4143-7	令和元年10月1日	居宅介護 重度訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターすぎか	須坂市墨坂4丁目11-8 メゾン長辻A棟101	令和元年10月1日	居宅介護 重度訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター上田城下	上田市天神2丁目4-59 アイランドビル101	令和元年10月1日	居宅介護 重度訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター小諸	小諸市大字加増504-13 アイワビル6階 事務室(B)	令和元年10月1日	居宅介護 重度訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター佐久穂	南佐久郡佐久穂町大字穂積 1588-1 I S コーポ B 101	令和元年10月1日	居宅介護 重度訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター中軽井沢	北佐久郡軽井沢町中軽井沢 24-1 中軽井沢テラス1号棟	令和元年10月1日	居宅介護 重度訪問介護
特定非営利活動法人わっこ自立福祉会	るーぶる	千曲市桜堂243-B	令和元年10月1日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
株式会社福祉ハウスグループ	中信福祉ハウスグループ	塩尻市広丘吉田512-8	令和元年10月1日	共同生活援助
社会福祉法人あゆみ会	日中サービス支援型グループホームあゆみ	飯田市下久堅南原803-10	令和元年10月1日	共同生活援助
社会福祉法人あゆみ会	日中サービス支援型グループホームあゆみ短期入所	飯田市下久堅南原803-10	令和元年10月1日	短期入所
一般社団法人ゆらゆら	ゆらり相談支援センター	諏訪郡下諏訪町社東町9-8	令和元年10月1日	自立生活援助

障がい者支援課

## 長野県告示第243号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項、51条の25第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人親愛の里	親愛の里夢工房	上伊那郡宮田村3180-4	令和元年7月31日	自立訓練（生活訓練）
社会福祉法人親愛の里	親愛の里紙ふうせん	飯田市上郷黒田1469-1	令和元年9月30日	生活介護

障がい者支援課

長野県告示第244号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
飯田市南信濃和田2508の11（国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第245号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
飯田市南信濃南和田8の6・8の7・9の6（以上3筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第246号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
上伊那郡中川村葛島1952の1・2221の1・2221の5・2222の5・2225の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第247号

千曲市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
数値撮影（デジタル航空カメラ撮影・地上画素寸法16cm）  
写真地図作成（デジタルオルソ写真図・地図情報レベル1,000）
- 2 作業期間  
令和元年9月20日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域  
千曲市

建設政策課

長野県告示第248号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和元年10月9日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
平林 甲子男	上田市古里1451	上田市古里1430の8 平林商店

会計課

長野県人事委員会告示第3号

職員の任用に関する細則（昭和34年長野県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和元年10月17日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

第6条第1項中「第24条第11号」を「第24条第12号」に改める。

第7条の2ただし書中「又は第10号」を「から第11号まで」に改める。

様式第8号の2中「平成 年度」を「 年度」に、「任期付短時間勤務職員」を「任期付育児短時間勤務職員」に、

「3 配偶者同行休業任期付職員」を

「3 任期付常時勤務職員及び任期付短時間勤務職員

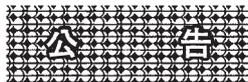
職の名称 及び職務の級	該当条例 (第3条、第4条の別)	所属課所	氏名	任期	給与	用いた能力 実証方法
( の 級)				年 月 日から 年 月 日まで		
( の 級)				年 月 日から 年 月 日まで		
( の 級)				年 月 日から 年 月 日まで		
備考						

に

4 配偶者同行休業任期付職員

改める。

人事委員会事務局



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、千曲都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和元年11月10日（日） 午後2時から
- (2) 開催場所 千曲市戸倉創造館（千曲市大字戸倉2305-1）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路  
3・4・24号若宮線
- (2) 変更案の閲覧  
令和元年10月18日（金）から令和元年11月8日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者  
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間  
令和元年10月18日（金）から令和元年11月1日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）
- (3) 公述申出書の提出先  
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県千曲建設事務所、千曲市役所